企業版ふるさと納税手続き方法について

１　事前相談の申出

丸森町への寄附をこれから検討する企業様は事前相談申出書の提出をお願いいたします。制度の内容を初め、寄附後の流れ等を担当者様へ直接連絡させていただきます。

２　寄附の申出

別紙申込書に必要事項をご記入後、メール、FAX、郵便のいずれかの方法で下記担当課まで送付してください。

内容確認後、当方よりご連絡いたします。

|  |
| --- |
| 送付先〒981-2192　宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地　丸森町企画財政課ふるさと納税推進班TEL：0224-87-6339　FAX：0224-72-1540　Ｅmail：k-furunou@town.marumori.miyagi.jp |

３　寄附金の払込方法

（１）ゆうちょ銀行から納入（別紙をご確認ください）

専用の払込用紙を郵送いたします。お近くのゆうちょ銀行（郵便局）で払い込みください。

（２）指定する金融機関から納入（手数料無料）

専用の納入通知書を郵送いたします。下記の金融機関で払い込みください。

●七十七銀行丸森支店　●みやぎ仙南農業協同組合丸森支店

（３）口座振込で納入（手数料企業様負担）

振込先口座をご連絡いたします。お近くの金融機関で払い込みください。手数料は寄附される企業様のご負担となります。

（４）現金書留で納入（郵送料企業様負担）

当方から確認の連絡をいたします。その後に郵送してください。郵送料は寄附される企業様のご負担となります。

（５）直接窓口で納入

事前にご連絡をいただき、丸森町企画財政課企画班（庁舎２階）までお越しください。受領証明書は即日お渡しいたします。（事前の連絡がない場合は後日郵送とさせていただきます）

４　町長への直接手渡しについて（寄附額100万円以上）

「３寄附金の払込方法」に関わらず、町長への直接手渡し（目録含む）を希望された企業様におかれましては、申込書にご記載された内容に基づき、当方からの連絡により、日程等調整させていただきます。

５　寄附後の手続き等

（１）受領証明書の発行（直接窓口納入時発行済は除く）

寄附金の入金確認後、当方から「受領証明書」を郵送いたします。税額控除のため、「受領証明書」に基づき地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告してください。

（２）企業様名の公表（希望された企業様のみ）

申込書にご記載された内容に基づき、丸森町ホームページ・プレスリリース等で公表いたします。また、本事業の進捗に伴い作成する資料に掲載させていただく場合があります。

（３）事業進捗のお知らせ（希望された企業様のみ）

申込書にご記載された内容に基づき、事業完了時や年度毎の進捗をお知らせいたします。

（４）その他のお知らせ（希望された企業様のみ）

申込書にご記載された内容に基づき、丸森町の情報等をＤＭで送付させていただきます。